

# 国立大学法人東京外国語大学アジア・ア フリカ言語文化研究所コタキナバル・リ エゾンオフィス規程

〔平成20年2月26日〕  
〔規則第14号〕

改正 令和7年3月13日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第8号

## （趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学海外拠点規程第8条に基づき、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所コタキナバル・リエゾンオフィス（以下「リエゾンオフィス」という。）について必要な事項を定める。

## （目的）

第2条 リエゾンオフィスは、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）が行う東南アジアの政治、社会及び文化に関する研究の総合的学術研究拠点として、最新の研究情報の収集、国際的ネットワークの形成及び共同研究の推進並びに若手研究者の育成に寄与することを目的とする。

## （設置）

第3条 リエゾンオフィスは、マレーシア国コタキナバル市に設置する。

## （オフィス長）

第4条 リエゾンオフィスに、オフィス長を置く。

2 オフィス長は、リエゾンオフィスの業務を掌理する。

3 オフィス長は、研究所教授会の承認を得て、研究所の専任教員の中から、所長が指名する。

4 オフィス長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、所長の任期を超えることはできない。

5 オフィス長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 オフィス長に事故あるときは、研究所の専任教員のうちから、あらかじめオフィス長の指名する者がその職務を代行する。

## （雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、リエゾンオフィスの運営に関し必要な事項は、研究所教授会の議を経て、所長が定める。

## （規程の改正）

第6条 この規程の改正は、研究所教授会の議を経なければならない。

### 附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。